

承諾書兼口座指定書

年 月 日

堺市 保健福祉総合センター所長 殿

(賃貸人等)

住所（所在地） _____

氏名（名称） _____

（代表者役職・氏名） _____

電話番号 _____（ ） _____

私は、別紙の「民間賃貸住宅家賃代理納付制度について」の内容を理解し、承諾します。また、次に記載する賃借人に係る堺市民間賃貸住宅等の賃貸料に係る住宅扶助費代理納付の実施に関する要綱第5条第1項（※）に規定する金融機関口座を、次のとおり指定します。

対象者の氏名								
対象者の住所	堺市 区							
代理納付する住宅扶助費の内容	家賃月額 円							
支払期日	年 月分から							
振込先口座	金融機関名（店舗名）							
	金融機関コード							
	預金種別	1 普通			2 当座			
	口座番号							
	口座名義人							
その他								

【添付書類】

- 上記口座情報が記載された書面（通帳の写しなど）
- 賃料収納業務の委託契約書等の写し（振込先が賃貸人以外である場合のみ）
- 家賃滞納の場合は、滞納家賃が確認できるもの
- 賃貸借契約書の写し

（※）堺市民間賃貸住宅等の賃貸料に係る住宅扶助費代理納付の実施に関する要綱（抜粋）
（住宅扶助費代理納付の実施）

第5条 保健福祉総合センター所長は、賃貸借契約の定めにかかわらず、代理納付適用者に係る各月の住宅扶助費を、当該月の末日までに賃貸人等が承諾書兼口座指定書により指定した金融機関口座に振り込むものとする。

(別紙)

民間賃貸住宅家賃代理納付制度について

1 民間賃貸住宅家賃代理納付制度とは

民間賃貸住宅家賃代理納付制度(以下「代理納付」といいます。)は、生活保護受給者のうち、次に掲げる者について、保健福祉総合センター所長が保護受給者本人に代わって、住宅の賃貸人又は家賃の管理受託者(以下「賃貸人等」といいます。)の指定する金融機関口座へ、家賃として住宅扶助費を振り込む制度です。

- (1) 住宅等に係る賃貸料が滞納となっている者
- (2) 高齢等の理由により日常生活能力が低下し、賃貸料の滞納により住居を失うおそれがある者
- (3) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第21条第1項に規定する登録事業者が提供する同法第10条第5項に規定する登録住宅に新たに入居する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、保健福祉総合センター所長が必要と認める者

2 代理納付の対象となる住宅扶助費

代理納付の対象となる住宅扶助費は、代理納付適用開始月以降の家賃のみです。家賃の滞納分、共益費等は対象になりません。

なお、住宅扶助費には限度額が設定されており、家賃がこれを超えている場合は、限度額を代理納付として振り込むこととなります。

また、月々の生活保護費は、**世帯の収入に応じて金額が変わるため、家賃(家賃が住宅扶助の限度額を超えるときは限度額)の一部しか支給されなくなった場合は代理納付できません。**

3 代理納付開始の方法及び通知

代理納付を開始するには、賃貸人等から『承諾書兼口座指定書』を保健福祉総合センターに提出していただく必要があります。

住宅扶助費代理納付を行うことを決定したときは、賃貸人等宛てに、『住宅扶助費代理納付決定通知書』をお送りします。住宅扶助費代理納付を行わないことを決定したときは、提出していただいた書類を返送します。

4 振込期日

代理納付は、毎月最初の営業日に対象者の住宅扶助費を振り込みます。通常は、毎月1日(土日祝日の場合は直前の営業日、ただし、年度当初の4月分は直後の営業日、また、1月分は、12月25日頃の営業日)に振り込みます。

5 代理納付の中止・終了

次のいずれかに該当する事由があるときは、代理納付は中止または終了となりますので、保健福祉総合センターから賃貸人等に通知します。

- (1) 保護の変更、停止又は廃止により、住宅扶助費の支給額が家賃（家賃が住宅扶助の限度額を超えるときは限度額）に満たなくなったとき。
- (2) 賃貸人等が、条件*を履行しないとき。

6 代理返納

代理納付による振込後に、保護の変更、停止又は廃止により、住宅扶助費の返納が必要となった場合は、賃貸人等が保護受給者に代わって、振り込んだ住宅扶助費を保健福祉総合センターに返納（代理返納）していただくこととなります。また、賃貸人等は、保健福祉総合センターが代理返納を求めたときは、生活保護受給者に対して有している債権をもって、代理返納に係る債務との相殺を主張しないことを約束していただくこととなります。

7 変更の連絡

代理納付にかかわる賃貸借契約上の変更（賃貸人等の変更、振込先口座の変更等）が生じるときは、速やかに保健福祉総合センターに連絡してください。

連絡の遅れにより、代理納付に齟齬が生じたときは、賃貸人等により解決の措置をとってください。

8 個人情報の適切な取扱い

代理納付を通じて知り得た保護受給者の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切に取り扱ってください。

9 賃貸借契約上の争い等について

保健福祉総合センターは、代理納付の実施についてのみ関与しますが、賃貸人等と保護受給者との間に生じた賃貸借契約上の争い等については、当事者間で解決してください。

*（賃貸人等に係る条件）

- (1) 住宅扶助費代理納付の実施に関して保健福祉総合センター所長に協力するとともに、本市の職員の指示に従うこと。
- (2) 代理納付適用者との間に生じた住宅等の賃貸借に関する争い（住宅扶助費代理納付に関するものを除く。）について当事者間で解決すること。
- (3) 住宅扶助費代理納付の適用において知り得た情報について、住宅扶助費代理納付の目的以外に使用してはならないこと。
- (4) 住宅扶助費代理納付の実施に当たり、代理納付適用者に対して手数料等の経済上の負担を一切求めないこと。
- (5) 住宅等に係る賃貸借契約の内容その他住宅扶助費代理納付の実施に関する事項に変更があったときは、速やかに保健福祉総合センター所長に連絡すること。
- (6) その他保健福祉総合センター所長が必要と認める条件

様式第2号（第5条関係）

（表面）

住宅扶助費代理納付決定通知書

第 号
年 月 日

様

堺市 保健福祉総合センター所長 印

次の被保護者に対して保健福祉総合センターから支払われる住宅扶助費について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第37条の2及び生活保護法施行令（昭和25年政令第148号）第3条の規定に基づき、債権を有するあなたに対し直接支払うことを決定したので、通知します。

なお、決定にあたり裏面に記載の条件を付します。

対象者の氏名								
対象者の住所	堺市 区							
代理納付する住宅扶助費の内容	家賃月額 円							
支払期日	年 月分から							
振込先口座	金融機関名（店舗名）							
	金融機関コード							
	預金種別	1 普通			2 当座			
	口座番号							
	口座名義人							
その他								

※振込先口座を御確認ください。

※上記の内容に変更がある場合は、速やかに保健福祉総合センターまで届け出てください。

(裏面)

(賃貸人等に係る条件)

- (1) 住宅扶助費代理納付の実施に関して保健福祉総合センター所長に協力するとともに、本市の職員の指示に従うこと。
- (2) 代理納付適用者との間に生じた住宅等の賃貸借に関する争い（住宅扶助費代理納付に関するものを除く。）について当事者間で解決すること。
- (3) 住宅扶助費代理納付の適用において知り得た情報について、住宅扶助費代理納付の目的以外に使用してはならないこと。
- (4) 住宅扶助費代理納付の実施に当たり、代理納付適用者に対して手数料等の経済上の負担を一切求めないこと。
- (5) 住宅等に係る賃貸借契約の内容その他住宅扶助費代理納付の実施に関する事項に変更があったときは、速やかに保健福祉総合センター所長に連絡すること。

様式第3号（第7条関係）

住宅扶助費代理納付変更届

年 月 日

堺市 保健福祉総合センター所長 殿

(賃貸人等) 住所_____

氏名_____

〇〇 〇〇の住宅扶助費代理納付に係る賃貸借契約の内容等に変更があったので、堺市民間賃貸住宅等の賃貸料に係る住宅扶助費代理納付の実施に関する要綱第6条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

変更内容

【添付書類】※次のうち、上記の変更内容に関する資料を添付してください。

- 承諾書兼口座指定書
- 保護受給中の滞納家賃が確認できるもの
- 賃貸借契約書の写し
- 賃料収納業務の委託契約書の写し（振込先が賃貸人以外である場合のみ。）
- その他（ ）

様式第4号（第8条関係）

住宅扶助費代理納付終了（中止）通知書

第 号
年 月 日

様

堺市 保健福祉総合センター所長 

下記の者に係る住宅扶助費の代理納付を終了（中止）したので通知します。

記

1 対象者氏名

2 対象者住所

堺市 区

3 終了（中止）年月

※上記年月の翌月以降は代理納付を行いません。

※代理納付を再開する場合は、改めて「住宅扶助費代理納付決定通知書」により連絡します。

様式第5号（第10条関係）

住宅扶助費代理納付終了届出書

年 月 日

堺市 保健福祉総合センター所長 殿

（賃貸人等） 住所_____

氏名_____

〇〇 〇〇の住宅扶助費代理納付について、堺市民間賃貸住宅等の賃貸料に係る住宅扶助費代理納付の実施に関する要綱第9条第1項第1号の規定により次のとおり終了するよう届け出ます。

1 事由

2 代理納付終了の時期

年 月分から

(参考様式)

住宅扶助費返納依頼書

第 号
年 月 日

様

堺市 保健福祉総合センター所長

先に口座振込を行いました下記の者の住宅扶助について、堺市民間賃貸住宅等の賃貸料に係る住宅扶助費代理納付の実施に関する要綱第10条の規定により別添納入通知書により返納いただくようお願いいたします。

※ 納入いただけない場合、他の世帯の代理納付を中止することがあります。

記

1 対象者氏名

2 対象者住所

堺市 区

3 返納額

円（家賃月額 円）

4 返納事由

5 備考